

交通安全だより

京都府警察本部 交通企画課交通安全教育センター
Tel. 075-451-9111(担当:交通安全教育係)

自転車 違反すれば切符!?



16歳未満でも違反はダメ! 道路交通法上、自転車は車両（軽車両）として位置づけられています。また、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者の法令違反に対し、交通反則通告制度（青切符）が適用されています。



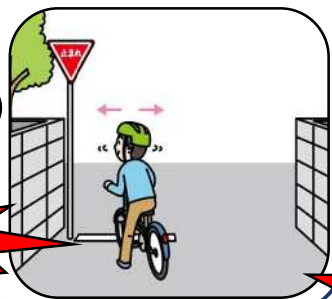
自転車は手軽で便利な乗り物ですが、ルールを無視した乗り方は青切符の対象になるだけでなく、思わぬ交通事故に繋がり非常に危険です。交通事故の被害者にも加害者にもならないために、交通ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

違反その1「一時不停止」

昨年の自転車の交通事故では「出会い頭事故」が約半数を占めています。自転車側の「指定場所一時不停止」が原因となる事故も少なくありません。通り慣れた道路でも、一時停止の標識がある交差点では必ず止まり、標識がない交差点でも安全をしっかりと確認してから進みましょう。

見えない危険を
確かめることが大切!

違反すれば
反則金 5,000 円!



違反その2「ながら運転」

「ながら運転」はとても危険です。

- スマホの画面を見ながら
- 電話機能で通話しながら

などという行為は、運転が不安定になるだけでなく、他の車両や歩行者への注意が散漫になり、交通事故の原因となります。

絶対にやめましょう。

自分さえ良ければ
いいはダメ!

違反すれば
反則金 12,000 円!



違反その3「無灯火」

自転車のライトは、前方を見やすくするだけでなく、他の車両や歩行者からの「見落とし」を防ぐことにつながります。

ライトが正常に点灯するか、尾灯、反射器材が後ろや横からよく見えているかなどを点検し、不具合があれば自転車店で見てもらいましょう。

また、ライトは「暗くなってから」ではなく、「暗くなる前」に点灯し、周囲に自分の存在を知らせて事故を防ぎましょう。

周りにも自分の
存在を知らせる!

違反すれば
反則金 5,000 円!



一定の危険な違反を3年以内に2回以上繰り返すと **自転車運転者講習** を受けることになります!
(受講しなかった場合は、5万円以下の罰金)

ヘルメットをかぶろう



京都府警察ホームページ



自転車のルールを詳しく
説明しているよ